

島根原子力発電所 2 号機における運転上の制限の逸脱に係る報告聴取の実施について

本日 17 時 00 分、運転中の島根原子力発電所 2 号機において、原子炉施設保安規定に定める運転上の制限^{*}を逸脱を判断した旨、17 時 47 分に中国電力(株)から安全協定^{*}第 9 条に基づく通報連絡を受けました。(17 時 31 分に既に復旧済)

これを受け県は、中国電力に対し、安全協定第 11 条に基づき報告を求め、原因等の詳細について確認を行うこととしました。

なお、運転上の制限^{*}の逸脱（安全協定第 9 条事象）は、いわゆるトラブル（協定第 10 条に定める異常事象等）とは異なり、一部の機器が不調であったとしても、残りの設備で必要な機能は確保されている状態のため、周辺環境に影響が出るような状況ではありません。

記

1. 事象の概要

下記、中国電力ホームページを参照

https://www.energia.co.jp/atom_info/assets/info/2025/info20260226-1.pdf

2. 県の対応

中国電力に対して、燃料プール水位・温度監視機器が使用できなくなった原因や設備復旧の対応状況等の詳細について、報告するよう要請しており、今後、中国電力から報告を受ける予定

3. 確認結果の概要

報告聴取実施後にお知らせします。

※ 原子炉施設保安規定に定める運転上の制限

多重の安全機能を確保するため、原子炉施設保安規定には予備も含めて動作可能な機器の必要台数が定められています。一時的にこれを満足しない状態が発生すると、事業者は運転上の制限からの逸脱を宣言し、予め定められた時間内に修理等を行う事が求められます。

※※ 島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定（安全協定）（抄）

（保安規定における運転上の制限及び施設運用上の基準を満足しない場合の連絡）

第9条 丙は、島根原子力発電所原子炉施設保安規定に定める運転上の制限及び施設運用上の基準を満足していないと判断した場合は、速やかな復旧に努めるとともに、速やかに甲及び乙に連絡するものとする。

（立入調査）

第11条 甲及び乙は、発電所周辺の安全を確保するため必要があると認める場合は、丙に対し報告を求め、又は次の各号に掲げる者でその指名する者を発電所に立入調査させることができるものとする。

(1)～(2) 略

（注）甲：島根県、乙：松江市、丙：中国電力